

建設水道常任委員会

平成23年3月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司	○紀 良治	中川 靖広
辻 善次	木澤 正男	木田 守彦
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	都 市 建 設 部 長	藤川 岳志
建 設 課 長	今西 弘至	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	加藤 保幸	都 市 整 備 課 参 事	井上 貴至
同 課 長 補 佐	井上 究	同 課 係 長	田中 弘二
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	井戸西 豊		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、中川委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、中川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第4号 斑鳩町景観条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、議案第4号 斑鳩町景観条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

都市整備
課長

それでは、前回の委員会でご説明をさせていただいておりますけども、末尾の要旨をもって説明とさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

都市整備課長 以上で、斑鳩町景観条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この議案第4号につきましては、初日の総括質疑でも行われていたけども、これまで策定委員会であったものが、審議会にかわっていくということなんですが、策定するにあたっては内容も検討していくということでもよくわかるんですけども、この審議会になっていくにあたって、景観計画策定後の進捗管理等を審議していくのかなというふうには思うんですけども。ただ、景観計画というのが、例えば数値目標なんかを決めて、そういった推進の管理をしていくのかどうか、そういうのが馴染むのかということもちょっと分からないので、審議会の目的について確認をさせていただいておきたいと思います。

都市整備課長 景観審議会の設置目的でございますけども、以前からも県の景観審議会というのがございましたけども、景観行政団体である以前にはすでに斑鳩町は景観区域に入っていて、すでに対象行為なる届け出、これにつきましては、商業地域については、商業施設については建築面積は100平米以上、戸建て住宅については500平米以上に対して届け出をしておくということになります。従来、本町の場合風致地区等で、すでにそういった一定の規制は設けていた区域はございますけども、それ以外の区域でマンションが乱立しているとか、それから、乱立といいますか、マンションがポツンと建ってきたりとか、それから国道25号とか、今後進んでいきますパークウェイ、これらの沿道景観について、やはりある一定の規制を設けて方向性を定めていくということになってこようと思います。その中で、今言いました対象物件にあたります物件が出てきた場合に、一定の基準がございまして。色彩とか、建築形態とかございまして、その逸脱するような届け出、例えば色彩が派手とか、すごく奇抜な配色とになっているとか、

そういった場合には当然審議会を通じて、計画の変更とか、見直しというのをやっけて行く運びになっていくわけですが、その途中経過として、審議会でどういう方向に持っていくべきかといった審議をやっていただくということで、そういう審議会を設けるということでございます。

木澤委員 これまでの説明にもありましたように、これから新たに発生してくるものについて管理を行っていくというのが、主な審議会の内容の検討についてですけれども、まあそういうことになるのかなというふうに思いますけれども。この委員数についても10名から5名になるということで、策定委員会の時には公募の委員なんかも入っていただいていたけれども、委員の構成について、今後も検討していくということでございましたけれども、そのことについても改めてお尋ねしておきたいと思っております。

都市整備課長 審議会の構成ですけれども、まず人員的には5名以内という数で行ってまいりますけれども、これにつきましては、多かったらいいとか、少なかったらどうかというところは非常に難しい部分があると思っております。県の景観審議会の専門部会においても5名で審議されておまして、数字的に5名以内ということで、設置をさせていただいております。あと、構成といたしましては、景観の策定委員会のメンバーがおられますので、今の景観計画を策定する段階で、その流れを知っていただいていると、そして方向性も認識していただいているという委員さんの中で選んでいくのが、今の状況ではベストかなというふうに考えております。大学の教授2名、それから建築士2名、それと都市計画審議会のほうからも専門的な方が策定委員会に入っていただいていたので、概ねその5名で構成をしていきたいという、基本的な考え方をもっております。ただ、これから人選については検討していくというふうに考えております。

木澤委員 いろんなことをこのなかで検討していただくにあたって、どんな問題が出てくるのかなというのはちょっと今の段階では僕もよく分からないんですけども。審議する視点として、策定時には公募の委員さんにも入って

もらってましたけども、そういった視点が必要なのかということも含めて、また今後検討していただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長 木田委員。

木田委員 景観計画の区域の6条関係の中で、自然景観区域という分け方をされておりますねんけども、これは例えば人の手が加えられておらない部分かなというふうに思いますねんけども、これについては法隆寺の裏山とか、そのへんの地域になるのか、その区域というのは、どこというふうに考えられておられるのか教えていただきたいと思います。

都市整備課長 自然景観区域の区域でございますけども、矢田丘陵の山並みを形成しております山間部分の区域を定めておまして、これ一部、白石畑も入っている区域を自然景観区域というふうに定めております。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)認定第1号 町道認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 今西建設課長。

建設課長 それでは、認定第1号、町道認定についてであります。
まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

建設課長 次のページをご覧いただきたいと思います。前回の事前の委員会で詳細についてご説明させていただいておりますので、今回、路線及び起終点の位置をお示しし、ご説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

認定に付すべき路線といたしまして、整理番号1番、町道3010号線でございますが、目安4丁目852番119先を起点とし、同上852番132先を終点とする道路でございます。

次に2番、町道3011号線でございますが、目安4丁目852番145先を起点とし、同上852番163先を終点とする道路でございます。

次に3番、町道3012号線でございますが、興留2丁目72番7先を起点とし、同上72番3先を終点とする道路でございます。

次に4番でございますが、町道3013号線でございますが、興留3丁目40番4先を起点とし、同上40番8先を終点とする道路でございます。

次に5番目の、町道4054号線でございますが、稲葉車瀬2丁目545番1先を起点とし、同上543番1先を終点とする道路でございます。

次に6番の町道4055号線でございますが、稲葉車瀬2丁目319番14先を起点とし、同上319番13先を終点とする道路でございます。

次に7番、町道4056号線でございます。目安北1丁目392番4先を起点とし、目安北1丁目391番17先を終点とする道路でございます。

続きまして、8番、町道571号線でございます。龍田西8丁目418番3先を起点とし、同上418番30先を終点とする道路でございます。

次に9番、町道572号線でございますが、龍田西8丁目418番25先を起点といたしまして、同上418番22先を終点とする道路でございます。

次に10番、町道573号線でございます。龍田西5丁目1214番16先を起点とし、同上1214番17先を終点とする道路でございます。

次に11番、町道574号線でございますが、龍田西4丁目1177番7を起点とし、同上1178番3先を終点とする道路でございます。

次に12番、町道575号線でございますが、龍田西4丁目1178番7先を起点とし、同上1178番10先を終点とする道路でございます。

以上が、認定第1号、町道認定についての報告とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり認定いただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 別に認定することに異論はないんですけども。町が寄付を受ける、町道認定するにあたって、幅員の関係なんですけども、これまで一定以上の幅員でないと認定できないとか、以前基準があったかなというふうに思うんですけども、今、その辺についてはどのようになっているのでしょうか。

建設課長 現在幅員4mの道路で、公道から公道という形を原則としておりますが、4m未満の道路であっても、生活道路として、一般の交通に供用されているような道路につきましては、底地の整理ができれば、そういった形で認定を行っていったような現状でございます。

木澤委員 最近の開発に伴っての道路というのは、6mぐらいの大きな道路になってきておりますけど、以前の開発に伴ってできた道路ですと、今課長おっしゃったように4m以下の道路というのもまだまだ残っているかなと。で、いろいろ底地の関係については寄付をすることはどうなのかという、いろんな問題もありますけども、やはり積極的に町道認定をしていけるような形で町のほうとしても、いろいろ住民さんに働きかけもしていただきたいなというふうに思いますので、お願いします。

建設課長 今おっしゃっていただけてます積極的ということでございますけども、町道認定することによりましてですね、やっぱりそれだけ維持管理、町のコストもかかるということもございまして、過去に道路として拡幅されている分もございます。そういった道路の性格も十分調査をしながら、やっぱり将来的にどうなっていくのかということも十分検討も行いながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案について、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて審査することにいたします。

はじめに、①公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長 それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

最初に、工事の進捗状況でございます。2月の事前委員会でご報告いたしました状況から各路線とも、下水道本管の埋設が完了し、今後、道路舗装の本復旧工事などの付帯工事を進めていく予定といたしております。い

ずれも工期内の完了に向けて順調に進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料1をご覧くださいいただけますでしょうか。平成23年2月末現在の状況でございます。

申請受付け総数は2,235件となり、利用世帯総数が、2,529世帯でご利用いただいております。事前委員会でご報告いたしました1月末の2,227件から新たに8件の申請を受け付け、平成22年度に入りまして212件の申請をいただいているところでございます。

接続率につきましては、62.5%となっております。また、融資あつせん利用総数は34件、浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は、事前委員会時よりも1件増えまして30件となっている状況でございます。

今後も啓発活動に努め、接続促進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員

22年度の実績として212件の申請を受け付けているということで、当初予算より大幅に増えているということは非常にいいことだなというふうに思うんですけども、監査委員さんも指摘をされておりましたように、当初予算を立てたときの見込みが、もうちょっとがんばって、目標としても、予算としても、もう少し増やした数字を見込めたんじゃないかなというように指摘をされていたと思いますが、先日、23年度の当初予算の審査も行っていておりましたが、その中では増やした件数で予算見込み立てていただいておりますが、監査委員さんの指摘についてどのように受け止められて次年度で改善されたのかどうか、その点について確認をしておきたいと思っております。

下水道課長

平成22年度の予算につきましては、平成23年度もそうなんですけども、実績値を採用しているところでございます。そして、その実績値につ

きましては1年目に接続された接続率、2年が経過して供用開始した接続率について各パーセンテージ、割合にもとづきまして求めているところがございます。例えば、平成22年度でございましたら、1年目に供用を開始したところについては10%、2年目が経過したところは24%、3年目が53%といった具合で、接続件数を予定して計上しているところがございます。今、平成23年度の予算との、監査委員も含めまして、意見をいただきまして、変更したところがございますが、あくまでもこれ、平成22年度につきましては最低の年数、例えば、10%につきましては平成17年度に供用開始して、1年目が10%が最低でございました。その最低を見込んで10%として計上いたしておりますが、平成23年度の予算につきましては平均値、1年目に供用開始した、平成17年から21年までの平均値を採用して、若干ではございますが、予算に反映しているところがございます。

木澤委員 予算をどのように見立てていくのかというところでいうと、歳入について過大に見積もってしまって、後で困るということにならないようにという一定の考え方と、あと最小値と平均値とどうとっていくかという考え方もあるでしょうけれども。実際に町の進め方として、ええとこに、やっぱり集中浄化槽の地域なんかは優先的に整備をしていくと、接続率もより早い段階で高くしていっただけのような、そういった交渉なんかも地域で行いながら、やっていただいているというふうには、これまでの報告から理解をしていますので、実際のやはり話をする中での見込みも立てておられると思いますんでね。今は平均値で予算立てていただいたということですけども、やはりきちんと見込みを立てる中で、実態に見合ったというんですかね、見込みに見合った予算で組んでいただくのがいいのかなというふうに思いますんで、今後についてもお願いしておきたいと思います。

下水道課長 見込みにつきましては、やはり実績に基づいた形が一番妥当なのかなという形で考えております。というのは目標として設定した場合、やはりこれが大幅に少なくなった場合につきましては、一般会計からの繰入金に影

響してくるものでございますので、少なく見積もるといことも、監査委員からのご指摘のとおり、若干の修正を加えたところでございますが、あくまでも実態に即したと、今委員さんが言われたように、実態に即したという面からすれば、やはり実績値を採用していきたいと思っております。

また先ほど言い忘れましたが、集中浄化槽地区につきましては、23年度は1年目に接続したところは21%として計算しているところでございますが、集中浄化槽地区を除いた接続率で計算しているところでございますので、より実績値に近いということで判断いたしております。

委員長 よろしいですか。 木田委員。

木田委員 公共下水道の中でですね、岡本幹線の経路というんですか、それが変更になったって言ってはってんけども、もう一度その経路についてですね、どういうふうに通っていくのか、教えていただきたいなと思います。図面、今持ってないからわからへんけど、なんかこう変更になったとってはりましたやろ、それちょっと教えていただきたいと思います。

下水道課長 位置でございますが、事前委員会の時に位置図を示させていただいておるんですけども、簡単にご説明させていただきましたら、興留の新池の既設人孔から北上いたしまして、25号線の交差点を東に向きます、そして今はございませんが、オートボックスがありました交差点、三叉路の交差点を北に北上いたしましてすぐの、次は東へ1つ目の交差点がございしますが、それを東へ向かいます。その東に向かった線が高安西団地までずっと続いておりますので、その線を岡本汚水幹線の一部としてこれから発注していきたいと、予定いたしているところでございます。

木田委員 ということは岡本幹線という以上は、あのゴルフ道をまたずっと上へ上がっていくというような計画になっているんですかな、それは。

下水道課 岡本汚水幹線につきましては、あくまでも三井・岡本地区も含めました

長 ところからの流入も考えておりますので、そこから北上していく、ただ、どこの地点から北上していくかというのは、今後、また再検討の課題ではあるところでございます。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 加藤都市整備課長。

都市整備 それでは、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。

事前委員会でご報告させていただきましたとおり、稲葉車瀬区間の白山神社付近の道路改良工事については、工事発注に向けた関係機関の協議が進められております。

次に、岩瀬橋から三室交差点までの間の道路計画が検討されておりましたが、交差点計画がまとまり、警察との協議が実施される予定と聞いております。

次に、法隆寺線整備事業であります。事前委員会後も、地権者と交渉を行っているところございますが、特に報告させていただくような進展はございません。今後も引き続き、地権者にご協力いただけるよう用地交渉を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上で、都市計画道路の整備促進に関することについての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 パークウェイの関係について、交差点計画がまとまって、警察と協議をしていくということで報告をいただきましたけども、その警察の協議というのはもう少し、どういったところの協議をどういった形でしていくのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

都市整備課長 特に、先ほど申しました三室交差点の協議でございます。一応それまでに紅葉ヶ丘並びに新楓町、そこに説明入らせていただいて、そこでやはり地元の利便性と、そういったいろんな声を聞かせていただいたものを、その交差点計画に国として反映しているわけですけども。やはり警察の立場、当然、安全という面からそういう交差点構造というものを、警察の考え方というのもございますので、その辺の地元の思いと、警察の安全という部分との、その辺の関係のことでしたり、調整していくということです。具体的には、地元はやはり、そこから出て行って、また入ってこられるような、一方通行にならんような方法というものを当然求められてくる、大回りにならんように、すぐ出られるようにしてほしいということもありますけども、やはりそれはその交差点での信号操作なり、そういった二次右折なり、そういった危険性もございますので、その辺のところの協議を今後進めていくということでございます。

木澤委員 協議はこれからしていくことになるということですけども、一定計画がまとまったのであれば、図面なんかもお示しいただけないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

都市建設部長 この協議は今現在進行中ということで、まだ固まっていないということもございますので、また国とも協議をさせていただくようにしたいと思います。ここで出させていただくということは差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

木澤委員 以前にも、こういう道路がありますよと、いろんな構想なんかもお示しをされていたかなというふうに思うんです。まだかっちり固まっていないよというところもあるでしょうけれども、やはり早い段階で住民の皆さんにお知らせできるものについては、お知らせをしていきたいなど。協議が残っている部分はあるとは思いますが、また国のほうと交渉していただきたいと思います。

委員長 答弁いいですか。

木澤委員 はい。

委員長 他、よろしいですか。 中川委員。

中川委員 ここでは出せないということなんですが、地元の説明会では、こういう形で考えてますよというのは出してもらってるのかな。

都市建設部長 今、地元との協議の中で、案として出させていただいたものに対して、地元からまた意見をいただいて、それを反映した形の図面が今、できています。それにつきましては、まだ地元のほうにはご提示をさせていただいておりません。と言いますのは、先ほど課長から報告がありましたように、やはり、交差点の安全性というのが一番気にします。当然、使われるのは住民であり、通行者の方ですので、ただ利便性を最優先をして、安全性を損うということになっては困りますので、やはりその辺は警察と十分協議していく必要がございます。従いまして、やはり警察との協議もある、一定ですね、させていただいた上で、また住民の皆様にも示していきたい。1回で確定というわけではございませんので、一旦、お話できるような案を示して、またそれから練って、協議をした上でまた示させていただくというふうな繰り返しが必要になってこようかというふうに思います。

以上です。

中川委員　ひとつの資料を持って行って、地元の人意見を反映して、また絵ができた。それでまた今、警察とも議論するという話ですもんけどもね、担当する建設常任委員会の委員、また、地元の議員さん、住民の人があの図面のこれな、あれなって言われた時にね、議員として、担当委員会として、見てませんもんって言わないとあきませんねん。ここで出せないというのはなんででんねやろ。地元で説明しているやつ出したらええん違うの。

都市建設
部長　今、委員おっしゃっていただいておりますように、住民の皆様にお示しをさせていただいているというのは一応、当然公表した形になりますので、委員がおっしゃっていただいておりますのは、もっとももの事だと思います。本来警察で協議をしていく図面というのは、ちょっとまだ公表していない図面でございますので、その辺だけご理解を賜りたいと思いますので、出している図面については当然公表済みですので、ここに提示をさせていただくことは問題がないものと認識しております。また、そういう状況でございますので、奈良国道とも協議もしていきたいと思っております。

委員長　このように委員さん2名おっしゃってますんで、われわれとしても、住民の代表としてここへ出席させていただいておりますんでね。こういうことで提示しているという段階から見たいわけなんですよ。でないと住民の方に今おっしゃっていたように質問受けたかて、図面見てないのにお答えしようもないというのは、ちょっと恥ずかしいことですので。また、協議の段階からお示ししていただきたいと思っております。

都市建設
部長　申し訳ございません。先ほど申しましたように、当然住民さん、今委員長もおっしゃっていただきましたように、いろいろ審議していただく上でその情報も十分に掴んでいただく必要もございます。すでに公表されている資料につきましては改めましてお示しをさせていただくということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでよろしいですか。他、よろしいですか。 木田委員。

木田委員 今、交差点のことをおっしゃっていたんですけども、それから西の部分についてはですね、どういうふうな話し合いっていうのか何も話が進んでないのかどうか、その辺もちょっとわかりませんねんけども。一応は西の方へも延伸していくと思うねんけど、その辺のところはまったく今だ手についていないような状況か、それとも話し合いは進んでおるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

委員長 交差点から西ですか。

木田委員 西。王寺の方。

都市整備課長 三室交差点から王寺方面については、説明会とかそういう場は設けておりません。

木田委員 計画自体はあるわけでっしゃろ。だからその点についてはまったくなにも進んでいないというなんですか。

都市整備課長 はい、今のところまったく進んでおりません。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。

井上都市整備課参事。

都市整備
課参事

それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することのうち③ J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告をさせていただきます。

まず、北口の5号線の関係については、路線東側において残っております1件について、前回の委員会においても若干触れておりますが、年明けより用地交渉の場を設けていただくようお願いするため、権利者2名宅を継続して訪問しております。しかしながらなかなか留守とかありましてお会いすることができていない状況ということになっております。訪問する際にはメモを投函いたしまして、交渉の場を設けていただけるようお願いもしております。今日までは連絡等もいただけない状況となっております。今後も引き続き訪問を繰り返し、交渉の場をもつていただくよう努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に前回の委員会におきまして、J R法隆寺駅南口広場南側の町有地の一部において奈良県警の交番建築現場において、掘削土から「石炭の燃え殻」と思われる土壌が確認され、土壌調査を実施中である旨報告しておりましたが、その土壌調査の結果、産業廃棄物であることが確認できたことから、産業廃棄物として適正な処分をするための費用を算定し、1,457万8千円を予備費から充当いたしました。

現在、交番の建築工事を並行して産業廃棄物の除去処分作業を進めているところでございます。

なお、2月16日付けで県廃棄物対策課に対しまして、産業廃棄物処理計画を提出し、産業廃棄物の処理を終えた後において、現場等において処理前後の写真、処理に伴うマニフェスト等必要な書類を添付して「作業完了届を提出することによりまして、手続きが完了することとなっております。

以上、簡単であります J R法隆寺駅周辺整備事業に関することの報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 前回の委員会で、南口の広場の道路について、住民の皆さんからの声を反映して、計画についても見直ししていくということで報告いただきましたが、先ほどのパークウェイとこれと同じだと思うんですけども、説明の段階でやはり一定、図面については、地元で資料として提示をされているのかなというふうに思うんです。そのとき、どんな議論をされているのかというのを、委員会に図面をつけてやっぱりお示しいただかないと、僕たちも何がどうなっているのか、言葉だけの報告じゃわからないかなと思いますので、その時々資料については、提示をしていただいて、説明をいただきたいなというふうに思います。で、委員長におかれましても、ぜひ、そういったご配慮をお願いしたいと思います。

委員長 今、木澤委員がおっしゃっていただいた、その時点、時点での計画図面は逐一出していただいていると考えておいていいのでしょうか。それとも、それから変化があるのでしょうか。

都市整備課参事 昨年11月の委員会におきまして、地元説明会を開催させていただきました概略の図面を出させていただいております。それに基づきまして、地元の方々に説明をさせていただいているという状況でございます。

委員長 それからの変化はないと考えていいわけですか。

都市整備課参事 はい。

委員長 それで木澤委員、よろしいですか。

木澤委員 (了承)

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 公園・広場の維持管理について、理事者の報告を求めます。

加藤都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、各課報告事項の(1)公園・広場の維持管理についてご説明をさせていただきます。

これまで、町内の公園・広場のうち、町有地を利用して、地元自治会にて管理いただいているものにつきましては、本町と各自治会との間に町有土地使用貸借契約を締結し、維持管理を行っていただいております。管理に伴って必要となる費用のうち、遊具の修繕等は、町の公園・広場維持補修等補助金制度を活用していただき、自治会において、その費用の約2分の1を負担いただいております。

一方、遊具の安全管理について、平成20年8月に国等において、都市公園における遊具の安全確保に関する指針並びに遊具の安全に関する規程が策定され、平成21年度から町で、公園・広場の遊具の点検を専門業者により実施してまいりました。その結果、遊具の多くが、設置から相当の年月が経過しており、使用停止と判定された遊具が多数ございます。

また、近年、全国的に公園等の遊具による事故も多発しており、これら公園・広場の施設につきましては、より迅速かつ安全で適正な管理が必要であるとともに、住民の皆さまの負担軽減も図れることから、本年度より、行政が主体となって管理できるよう見直し作業に着手いたしております。

このことから、今後は、公園・広場の遊具及び付帯施設の管理につきましては、全て町が行うこととし、敷地内の清掃、除草、剪定の日常的な管理は、引き続き自治会にて行っていただくことといたしております。

このように、施設管理を町が実施することによりまして、より安全で安心に利用いただけるとともに、自治会としては、日常的な管理を実施され

ることにより、地域のコミュニティ増進と官民協働の施設管理が図れるものと考えております。

現在、平成23年度に一斉に新しい管理体制に移行することを目標に、各自治会長へ行って説明を行い、概ね全ての自治会にご理解をいただいたところでございまして、公園の管理に関する協定書について、締結に向け各自治会との協議を現在進めているところでございます。

以上で公園・広場の維持管理の概要説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 方向性としては非常によいことかなというふうに思います。以前、壊れた遊具等の点検等を行って、自治会にご意見をお聞きして、補修するのか、また撤去するのか、いろいろ調査をしていただいたと思うんですけども。そのときに、やはり、自治会として、もう使わないから撤去してほしいという声もあるでしょうけれども、管理が大変やからということでの声というのはどれくらいあったんでしょうかね。

都市整備課長 数値的なものははっきり出ておりませんが、今、現在でも既に129基遊具がございまして、37箇所公園に。そのうち27基が、Dランク、使用停止の判断を基準に基づいて判断されております。またCランク、使用停止に近い遊具数が70基ございまして。こういった状況のなかで、やはり、子どもの数とか、いろいろ減ってきた中で使っていないので、撤去してもらったほうが良いという所は多少ございましてけれども、やはり、できるだけあるものについてはそのまま、十分な状態で残しておいてほしいという声が圧倒的に多いですので、やはり、そういった部分について、Cランク、Dランクについては、年次計画を立てて、今後、管理変更していくという考え方です。

木澤委員 今後ですね、町が管理をしていくということについては、最初に申しま

したように、非常によいかなと思います。新たにですね、公園について遊具設置等の要望なんかがあった際の対応については、これまでは自治会が管理しているところは自治会で自由に設置ができましたけれども、町が管理していくようになると、今後はどういう形になっていくのでしょうか。

都市整備課長 今回の見直しにつきましては、町有地における公園という位置付けをしておりまして、あと、個人地で借りたりされた土地で遊具を設置している公園もございます。9ヶ所ございますけれども、そういったところについては、今回の対象としておりませんので。そういったところの遊具が破損した場合については、現在あります補助制度に基づいて、2分の1と、一部負担で補修していただくという形になります。

木澤委員 個人地の公園については、これまでの補助金等での対応ということになるんですか。

都市整備課長 そのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(2)桜祭能の開催について、理事者の報告を求めます。川端観光産業課長。

観光産業課長 それでは、桜祭能の開催につきまして、ご報告させていただきます。

太子ロマン斑鳩の里「桜祭能」は、斑鳩の里を発祥の地とする能楽金剛流の里帰り公演として、斑鳩町観光協会主催となって、毎年4月の第1日曜日にかかるがホールで開催しております。今年度で14回目となります。今年、4月3日の日曜日に開催することで、現在、準備を進められておるところであります。

お手元にお配りしております開催チラシによりまして、ご報告いたしますので、ご確認の程、よろしく願いいたします。開催時間は午後1時00分に開場し、午後1時30分から開演し、約2時間程度の公演であります。本年の演目につきましては、能楽につきましては「善知鳥^{うとう}」を、狂言で「無布施^{ふせないきょう}経」の2題を予定しております。

入場券につきましては、本年度も前売が2,000円で当日が2,500円で販売させていただいております。すべて自由席となっております。

議員皆様方にも是非ご観覧していただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、4月3日開催の太子ロマン斑鳩の里「桜祭能」の報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 今年で14回目ということですねけれども、これ毎回、費用として、全体でどれくらいかかっていますねやろ。

観光産業 一応、観光協会の資料を見ますと、約250万円程度かかっております。

課長

中川委員 入場者数というのは、どんな変化あるのかな。だいたい平均しているのかな。

観光産業 一応、最近、平均して入場者が来ております。

課長

中川委員 何名ぐらい。

観光産業 約500から600名程度の推移となっております。

課長

委員長 ほかございますか。 小城町長。

町 長

こういう桜祭能というのは、観月能と、9月と、2回やっているのですが、できれば来年度はですね、2月11日、金剛流の能の、龍田神社でやっていますから、あれをもう4月に替えるか、あるいはそういうことをしていかなかったら。結局、龍田神社に奉納される関係でも、本当に来てくれる人が少ない。寒い。そういうことを考えますと、そういう金剛流がこの斑鳩の地で発祥したということで、向こうの金剛流の方もご理解いただくなかでですね、町がすべてこれやるということ自身が難しいと思いますから。来年度は、監査委員もご指摘のように、そういうものについて、イベントの関係も、やっぱり整理すべきものは整理していくということを考えて。1回の観月能については持続していくと。この4月の桜祭能というのは、たまたま龍田神社でやったやつをホールでしようということになっていますけれども。これも、中川委員がご指摘のように、500人が来られたところで、皆さんに非常にご負担をいただいて、やっているわけですから。そういうことも考えますと、ちょうど年度替りですし、そういうことも踏まえて、金剛流さんが自分のところで自主的にやっていただくんだったらいいですけども、来年度からは、今年はやるとしても、来年度は考えていきたいということでございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、他に、理事者側から報告しておくことはありますか。
川端観光産業課長。

観光産業
課長

報道等でいろいろご存じだとは思いますが、高病原性鳥インフルエンザ対策について、今の状況をご報告させていただきます。

平成22年11月29日、島根県安来市において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（採卵鶏）が確認されてから日本各地へ鳥インフルエンザが蔓延してきている状況となっております。2月15日には和歌山県紀の

川市、三重県紀宝町から患畜が確認され、今年の2月16日には京都府精華町で野鳥の死骸の簡易検査で陽性と判定されました。その間、奈良県では奈良県内、斑鳩町も含んでですが、死亡野鳥の簡易検査を実施してきたところすべて陰性との判定であったところです。

その後、また報道等でご存知のとおり、2月28日に五條市の養鶏場の死亡養鶏より高病原性鳥インフルエンザの擬似患畜と判定されたところです。奈良県では、その日に高病原性鳥インフルエンザ蔓延防止のために、半径10キロ以内を移動制限区域として、区域内の家きん、病原体を広げる恐れのある物品等の移動禁止等、必要な防疫措置をするとともに、当該農場の飼養家きん全羽の殺処分及び埋却の防疫措置を実施されました。

防疫措置につきましては、延べ約2,022名の作業員により、3月7日午後3時には作業を終了し、農林水産省と協議をされ、3月7日午後6時30分に、防疫措置が完了したことを確認されたところでございます。

また、移動制限区域内のすべての家きん飼養農場について、感染確認検査の結果、すべて陰性と確認されております。この高病原性鳥インフルエンザが発生した農場の採卵鶏は約104,943羽のちょうとなっており、すべての採卵鶏を殺処分、埋却されたところです。

なお、当町の養鶏農家は1軒であります。約3,000羽の採卵鶏を飼養しておられます。奈良県家畜保健所の巡回指導により指導を受け、養鶏農家で防疫措置を講じられているところでございます。

また、町といたしましても養鶏農家へ巡回いたしまして状況把握するとともに家畜保健所との連絡調整を行っているところであります。

また、発生した場合を想定し奈良県の指導を受け、体制など準備調整をおこなっているところであります。

委員長 他、ございますか。 今西建設課長。

建設課長 県事業の関係についてでございます。県道天理・斑鳩線の進捗状況についてでございますが、現在まで部分的に改良工事を進めていただいているところでございまして、用地交渉のほう、現在まで3名の方が進展してお

らなかった状況でございます。そんな中で、今回2月16日に、1名の方との契約をできておりました、平成23年度に、その部分の工事を進めていただく予定となっておりますので、ご報告とさせていただきます。なお、残りの2名の方につきましても、継続的に、県の担当課と、斑鳩町あわせて、いっしょに交渉を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項につきましては、終わります。

次に、その他について、各委員のほうから質疑意見等ありましたらお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 農業のことでちょっとお聞きしたいんですけども。町内で若い人が新たに農業を始めたいといった話をちょっと聞いているんですけども。そういった農業の知識なんかもあんまりよく知らないような方が農業を始めたいといったときに、アドバイスをしていただけるような、そんな体制というのは、町として持っておられるのですか。

観光産業課長 新規に就農を目指しておられるという方につきましては、斑鳩町のほうにも、ときたま、まれに相談を受けます。窓口としては、町の観光産業課のほうで、窓口を受けまして、その体制ですけれども、奈良県のほうで、もし経験等がないということであれば、奈良県の農業大学等ありますので、その一般的なコースが設定されております。そういう新規就農者に対しての支援等を、県のほうが行っておりますので、そこも協議しながら、そこへ相談に行ってもらい、そういう体制を説明させてもらっているという状況です。

木澤委員　　そうした、行く行く農業をしていくのに、学んでいただくというような体制についても、そうした連携をとって考えていただいているということですが、いろいろ、これからですね、斑鳩町の農業を持続させていくと、まあ後継者問題なんかも常に町も問題意識を持っていただいていると思いますが、やはり、そうした方が町の窓口に来た時にですね、いろいろな申請なんかもありますので、親切に対応していただくことも含めまして、町として、今まあ課長もそういった形で考えは持っておられるようですが、体制についても充実をしていっていただきたいなと思っています。

副町長　　町としての体制ですが、農業を1から始められる方について、これを町がそれを担うべきかというよりは、やはり県で、農業大学のほうで専門的に学んでいかないと、1坪農園でトマト作ったり、キュウリ作ったりするのではないんでね。やはり、相当経験もいりますので、高い技術者の方から、農薬のこととかも学ぶ必要がございますので、それはやはり県のほうで一元的にやっていただくと。町に相談に来られたら、町のほうでは、そこらを十分に紹介をさせていただくと。その体制は十分、今現在はとっておりますし、今後も続けていきたいと考えております。

委員長　　よろしいですか。他ございますか。　　辻委員。

辻委員　　これは、先の厚生常任委員会の事前委員会で、可燃ごみ委託処理の方向の中でね、白石畑地区から特に交通安全対策で、「道路管理担当課とともに現地を確認し、優先順位をつけながら、町道157号線にはみ出した樹木の伐採あるいは剪定並びに地元車輛を優先するための待避所の整備をするなどの道路整備対策をもって、再度説明に伺う」との方向が示されておりますけれども、道路管理担当者は、多分建設課と思われることから、この交通安全対策、道路管理者としての、この要望に対して、現在、どのように取り組まれているのかお聞きしたいと思います。

建設課長　　今、委員よりご質問の件でございますけれども、毛無池から白石畑地区

のその間の区間でございますけれども、雑木等のはみ出し等がございます。昨年、22年度といたしまして、草刈業務の発注の際に合わせて一部区間でございますけれども、同時に、伐採等あるいは枝切りなど、そういった対応を図ってまいっているところでございます。

また、今言われておりますように、処理場の関係もでございますことから、この年度内にも、一定の、特にカーブの、4ヶ所のきついカーブがございます。その付近の伐採、重点的に本年度中に作業を進めようと、今現在、業者の段取り等してもらっているところでございます。また、交通安全施設といたしましても、カーブミラー等設置しておりますけれども、実質的に今後の先を考えますと、口径のちょっと大きい物に取り替えしていくのが3ヶ所、今考えております。あと、ちょっと支柱の錆びたものもございますので、そういった関係もあわせて、補修を、これもあわせて、本年度内において施工していきたいというふうに考えております。

辻委員

一応、はみ出しの伐採というのは、相手側のあることですので、なかなか難しい問題もありますけれども、可燃ごみ等の中継施設の現在の最終処分場に持っていくということで、担当今されてはいますけれども、かなり大きな事業ということで、担当の環境対策課だけでなく、今、建設課も連携されてはいますけれども、今後いろんな対応も出てくるかなと思いますので、そのへん、町全体で、いろんな地域の方のご要望もお受けしながら、役場全体ということの姿勢をお願いしたいと思っておりますけれども、町長、そのへんで。

町長

この関係等については、委員さんも非常にご心配していただいておりますけれども、我々も白石畑に上りますと、一番問題は、はみ出ている木の問題とかいろんなことをご心配されますけれども、事故があったらもう大変だということで、ご心配いただいております。いずれにいたしましても、白石畑の皆様方と十分協議をしながらですね、できるだけこの地域が良くなっていくということが、斑鳩町にとっても良いことでございますから。できるだけ、そういう努力を十分させていただいて、この情のあるように

ですね、お互いにそういう気持ちを持ちながら、やはり最終処分場のところで一次、そういうものができ得るような体制に早くしてまいりたいと考えております。皆様方のなお一層のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

委員長 よろしいですか。他、よろしいですか。

(な し)

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件につきましてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時04分 閉会)